

平成26年第1回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成26年3月6日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 片品村子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 片品村学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 片品村宮尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 片品村宮武尊牧場観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 発議第 1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 片品村宮観光施設事業特別会計の資本の取崩しについて
- 日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第19号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第20号 指定管理者の指定について

- 日程第25 議案第21号 指定管理者の指定について
日程第26 議案第22号 指定管理者の指定について
日程第27 議案第23号 指定管理者の指定について
日程第28 報告第1号 専決処分の報告について
日程第29 報告第2号 専決処分の報告について
日程第30 報告第3号 専決処分の報告について
日程第31 報告第4号 専決処分の報告について
日程第32 報告第5号 専決処分の報告について
日程第33 報告第6号 専決処分の報告について
日程第34 報告第7号 専決処分の報告について
日程第35 報告第8号 専決処分の報告について
日程第36 議案第24号 平成25年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
日程第37 議案第25号 平成25年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第38 議案第26号 平成25年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第39 議案第27号 平成25年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第40 議案第28号 平成25年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第41 議案第29号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
日程第42 議案第30号 平成26年度片品村一般会計予算について
日程第43 議案第31号 平成26年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第44 議案第32号 平成26年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第45 議案第33号 平成26年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第46 議案第34号 平成26年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第47 議案第35号 平成26年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第48 議案第36号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告

日程第 4	議案第 1 号	片品村子ども・子育て会議設置条例の制定について
日程第 5	議案第 2 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 3 号	片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 4 号	片品村学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 5 号	寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 6 号	片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 7 号	片品村宮尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 8 号	片品村宮武尊牧場観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 9 号	片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 10 号	片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 11 号	花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 15	発議第 1 号	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
日程第 16	議案第 12 号	片品村宮観光施設事業特別会計の資本の取崩しについて
日程第 17	議案第 13 号	指定管理者の指定について
日程第 18	議案第 14 号	指定管理者の指定について
日程第 19	議案第 15 号	指定管理者の指定について
日程第 20	議案第 16 号	指定管理者の指定について
日程第 21	議案第 17 号	指定管理者の指定について
日程第 22	議案第 18 号	指定管理者の指定について
日程第 23	議案第 19 号	指定管理者の指定について
日程第 24	議案第 20 号	指定管理者の指定について
日程第 25	議案第 21 号	指定管理者の指定について
日程第 26	議案第 22 号	指定管理者の指定について
日程第 27	議案第 23 号	指定管理者の指定について
		(日程第 18 から日程第 27 まで一括上程)
日程第 28	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 29	報告第 2 号	専決処分の報告について
		(日程第 28 から日程第 29 まで一括上程)
日程第 30	報告第 3 号	専決処分の報告について

- 日程第31 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第32 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第33 報告第 6号 専決処分の報告について
- 日程第34 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第35 報告第 8号 専決処分の報告について
(日程第31から日程第35まで一括上程)
- 日程第36 議案第24号 平成25年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第37 議案第25号 平成25年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第38 議案第26号 平成25年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第39 議案第27号 平成26年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第40 議案第28号 平成25年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第41 議案第29号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
(日程第36から日程第41まで一括上程)
- 日程第42 議案第30号 平成26年度片品村一般会計予算について
- 日程第43 議案第31号 平成26年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第44 議案第32号 平成26年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第33号 平成26年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第34号 平成26年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第47 議案第35号 平成26年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第48 議案第36号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
(日程第42から日程第48まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 6 年 3 月 6 日			
出席議員 1 3 名		欠席議員 名	欠員 1 名
第 1 番	星 野 栄 二		(出 席)
第 2 番	梅 澤 志 洋		(出 席)
第 3 番	星 野 精 一		(出 席)
第 4 番	飯 塚 美 明		(出 席)
第 5 番	千 明 道 太		(出 席)
第 6 番	星 野 逸 雄		(出 席)
第 7 番	今 井 功		(出 席)
第 8 番	戸 丸 廣 安		(出 席)
第 9 番	星 野 千 里		(出 席)
第 1 0 番	笠 原 耕 作		(出 席)
第 1 1 番			
第 1 2 番	星 野 育 雄		(出 席)
第 1 3 番	星 長 命		(出 席)
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	千	明	金	造								
副	村	長	萩	原	重	夫							
教	育	長	星	野	準	一							
総	務	課	長	桑	原	護							
住	民	課	長	吉	野	耕	治						
保	健	福	祉	課	長	星	野	孝	俊				
健	康	管	理	セ	ン	タ	ー	所	長	星	野	市	子
農	林	建	設	課	長	金	子	賢	司				
む	ら	づ	く	り	観	光	課	長	木	下	浩	美	
教	育	次	長	佐	藤	八	郎						
給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	星	野	一	男		
会	計	管	理	者	千	明	建	太	郎				

事務局職員出席者

事	務	局	長	大	竹	光	一
係	長	金	子	小	百	合	

議長（飯塚美明） ただいまから平成26年第1回片品村議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

午前10時10分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（飯塚美明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 千明道太さん及び6番 星野逸雄さんを指名します。

日程第2 会期の決定

議長（飯塚美明） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月13日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（飯塚美明） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたしました。
次に、去る3月3日に片品村教育委員会から教育委員会の点検評価報告書が提出されておりますので、お手元に配付の報告書のとおり報告をいたします。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 片品村子ども・子育て会議設置条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第4、議案第1号 片品村子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。
(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第1号 片品村子ども・子育て会議設置条例について、提案の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、村が実施する子ども及び子育てに係る施策に関する条項を調整審議する機関として設置するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) なお、詳細な説明を求めます。
星野保健福祉課長。

保健福祉課長(星野孝俊) はい。
(詳細説明)

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。
これから、議案第1号 片品村子ども・子育て会議設置条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村子ども・子育て会議設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第5、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村子ども・子育て会議設置条例の制定に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

星野保健福祉課長。

保健福祉課長（星野孝俊） はい。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第6、議案第3号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第3号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、奨学資金貸与制度についての条文整備等を行うための一部改正であります。

詳細につきましては、教育次長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

佐藤教育次長。

教育次長（佐藤八郎） はい、教育次長。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長(飯塚美明) 日程第7、議案第4号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第4号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村立小学校の統合に伴い、学校体育施設の名称を変更するために一部改正をお願いするものであります。

なお、施行期日は、第1条は平成26年4月1日から、第2条は平成28年4月1日からそれぞれ施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第8、議案第5号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第5号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成26年4月1日から消費税引き上げに伴い、施設の実情にあった利用料金の設定のために一部改正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

星野保健福祉課長。

保健福祉課長（星野孝俊） はい。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第9、議案第6号 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第6号 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率が改正されることに伴い、条例の一部改正をお願いするものです。

主な改正の内容は、関係条例の消費税率を改正するとともに、条文を整理するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

金子農林建設課長。

農林建設課長（金子賢司） はい。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 片品村営尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長(飯塚美明) 日程第10、議案第7号 片品村営尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第7号 片品村営尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成26年4月1日からの消費税引き上げに伴い、施設の実情にあった利用料金体系の設定による一部改正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) なお、詳細な説明を求めます。

木下むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長(木下浩美) はい。

(詳細説明)

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村宮尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村宮尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 片品村宮武尊牧場観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長(飯塚美明) 日程第11、議案第8号 片品村宮武尊牧場観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第8号 片品村宮武尊牧場観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、第2条及び関連する別表1を削除するための改正でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお
願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。
木下むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長（木下浩美） はい。
（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。
これから、議案第8号 片品村営武尊牧場観光施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号 片品村営武尊牧場観光施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

**日程第12 議案第9号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条
例について**

議長（飯塚美明） 日程第12、議案第9号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第9号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成26年4月1日から消費税引き上げに伴い、施設の実情にあった利用料金体系の設定による一部改正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(飯塚美明) なお、詳細な説明を求めます。

木下むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長(木下浩美) はい。

(詳細説明)

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長(飯塚美明) 日程第13、議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、関係法令等の改正にあわせ、条例の一部を改正するもの及び利用者の返済負担の対策として融資の借換え継続と融資期間の延長を可能とするため、条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長(飯塚美明) なお、詳細な説明を求めます。

木下むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長(木下浩美) はい。

(詳細説明)

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長(飯塚美明) 日程第14、議案第11号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第11号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成26年4月1日からの消費税引き上げに伴い、施設の実情にあった利用料金の設定のために一部改正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) なお、詳細な説明を求めます。

木下むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長(木下浩美) はい。

(詳細説明)

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第15、発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 星野育雄さん。

(12番 星野育雄登壇)

12番（星野育雄） はい、12番。

発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

最初に、本条例の制定に至る経緯について説明申し上げます。

本議会の議員報酬につきましては、平成23年4月の就任のおり1年間の期限を定め、特例条例として制定し、その後も平成24年5月1日から1年間、平成25年5月1日から1年間の期限を定め、特例条例として制定しておりましたが、この期限が平成26年4月30日をもって失効するため、昨年12月6日に行われました議員会において協議した結果、さらに1年間の期限を定めて特例条例として制定することになり、このたび提案するものです。

それでは、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例制定の内容について、説明申し上げます。

第1条ですが、議会の議員の議員報酬の特例で、議会の議員の議員報酬月額、昭和31年9月1日条例第6号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条の規定にかかわらず、平成26年5月1日から議員の任期である平成27年4月29日までの間においては、別表に示す額とするというものであります。

附則は、施行期日を定めるもので、平成26年5月1日から施行するものです。

別表は、それぞれ適用となる報酬月額で、議長22万3,000円、副議長18万円、常任委員長17万1,000円、議会運営委員長17万1,000円、議員16万2,000円でございます。

以上のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 片品村営観光施設事業特別会計の資本の取崩しについて

議長(飯塚美明) 日程第16、議案第12号 片品村営観光施設事業特別会計の資本の取崩しについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第12号 片品村営観光施設事業特別会計資本の取崩しについて、提案の説明を申し上げます。

片品村営観光施設事業特別会計において、一般会計からの長期借入金を資本金に計上しておりましたが、これを取り崩し、固定負債に計上する修正を行うものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(飯塚美明) なお、詳細な説明を求めます。

木下むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長(木下浩美) はい。

(詳細説明)

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村営観光施設事業特別会計の資本の取崩しについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 片品村営観光施設事業特別会計の資本の取崩しについては、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について

議長(飯塚美明) 日程第17、議案第13号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第13号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村老人憩いの家につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、第4区に指定管理者として管理をお願いしてあります。引き続き平成26年度についても第4区に指定管理者の指定をお願いするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第13号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について

日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について

日程第20 議案第16号 指定管理者の指定について

日程第21 議案第17号 指定管理者の指定について

日程第22 議案第18号 指定管理者の指定について

日程第23 議案第19号 指定管理者の指定について

日程第24 議案第20号 指定管理者の指定について

日程第25 議案第21号 指定管理者の指定について

日程第26 議案第22号 指定管理者の指定について

日程第27 議案第23号 指定管理者の指定について

議長(飯塚美明) 日程第18、議案第14号 指定管理者の指定についてから、日程第27、議案第23号 指定管理者の指定についてまでの以上10件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第14号から議案第23号まで指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

指定管理者制度の適用により指定管理者を次のとおり指定し、お願いするものでございます。

菅沼農村広場につきましては、菅沼組長に、摺淵生活改善センターにつきましては、摺淵組長に、花咲観光農林漁業経営管理所につきましては、栃久保組長に、武尊運動広場、武尊体育館、片品村農業者トレーニングセンターにつきましては、第3区長に、白根トレーニングセンターにつきましては、穴沢組長に、片品村健康増進施設、片品村山村広場施設、片品村ふれあい広場につきましては、第5区長に、片品村郷土文化保存伝習施設につきましては、NPO法人片品・山と森の学校に、土出運動広場につきましては、土出運動広場管理組合に、戸倉観光農林漁業経営管理所につきましては、第7区長に、尾瀬木工センターにつきましては、片品山岳ガイド協会にお願いし、期間はそれぞれ平成26年4月から平成31年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第14号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第14号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号 指定管理者の指定について討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第15号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号 指定管理者の指定について討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第16号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号 指定管理者の指定について討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第17号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第18号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第19号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第20号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第21号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

た。

これから、議案第22号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第22号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第23号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長(飯塚美明) 暫時休憩いたします。

午前11時05分

午前11時20分

議長（飯塚美明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第28 報告第1号 専決処分の報告について

日程第29 報告第2号 専決処分の報告について

議長（飯塚美明） 日程第28、報告第1号 専決処分の報告について、日程第29、報告第2号 専決処分の報告について、以上2件を一括議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

報告第1号及び報告第2号の工事請負契約変更契約専決処分報告について、説明を申し上げます。

本報告につきましては、村道戸倉・富士見下線斜面崩壊対策工事及び平成24年災道路災害復旧事業第15号に係る工事変更請負契約の締結についてでございます。

なお、詳細につきましては、農林建設課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

金子農林建設課長。

農林建設課長（金子賢司） はい。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第30 報告第3号 専決処分の報告について

議長（飯塚美明） 日程第30、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたしま

す。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

報告第3号 工事請負契約変更契約専決処分報告について、説明を申し上げます。

本報告につきましては、片品村営スノーパル・オグナほたか第7ペアリフト建設工事に係る工事変更請負契約の締結についてでございます。

なお、詳細につきましては、むらづくり観光課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) なお、詳細な説明を求めます。

木下むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長(木下浩美) はい。

(詳細説明)

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第31 報告第4号 専決処分の報告について

日程第32 報告第5号 専決処分の報告について

日程第33 報告第6号 専決処分の報告について

日程第34 報告第7号 専決処分の報告について

日程第35 報告第8号 専決処分の報告について

議長(飯塚美明) 日程第31、報告第4号 専決処分の報告についてから日程第35、報告第8号 専決処分の報告についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長（千明金造） はい、村長。

報告第4号から報告第8号まで、工事請負契約等変更契約の専決処分報告について、説明を申し上げます。

本報告については、片品村花咲地内武尊休養施設管理棟改修工事、片品村花咲地内村道3179号線（武尊牧場管理道）道路改良工事1工区及び3工区、片品村花咲地内武尊牧場クロスントリーコース競技本部周辺整備工事請負契約の変更契約、クロスントリー競技ネット等備品の購入に係る物件売買変更契約の締結についてでございます。

なお、詳細につきましては、教育次長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

佐藤教育次長。

教育次長（佐藤八郎） はい、教育次長。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第36 議案第24号 平成25年度片品村一般会計補正予算（第4号）について

日程第37 議案第25号 平成25年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第38 議案第26号 平成25年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第39 議案第27号 平成25年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第40 議案第28号 平成25年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて

日程第41 議案第29号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

議長（飯塚美明） 日程第36、議案第24号 平成25年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第41、議案第29号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてまでの以上6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第24号 平成25年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,683万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,646万3,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税、財産収入の増額、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入等の減額であります。

歳出につきましては、他会計繰入金の増額や事業の終了、補助金等の額の確定による減額調整であります。

繰越明許費につきましては、県単林道事業、林道経営作業道の作設事業、村道越本花咲線法面測量設計委託事業、塗川橋設計監理委託事業、塗川橋架替工事であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第25号 平成25年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から5,788万7,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ8億2,876万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、保険税、療養給付費交付金、前期高齢者交付金等を増額し、国庫支出金、共同事業交付金等の減額であります。

歳出につきましては、保険給付費等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第26号 平成25年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ797万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,408万6,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、建設改良費等の減額、維持管理費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第27号 平成25年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきまして319万1,000円の増額であります。一般会計からの補助金は696万円を減額し、総額1億970万1,000円とし、収益的支出につきましては323万6,000円を増額し、総額1億969万8,000円とするものです。

資本的収入につきましては4,100万円を減額し、総額1億7,400万円とし、資本的支出につきましては5,267万5,000円を減額し、総額2億732万5,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第28号 平成25年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に2,595万5,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5億341万8,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫負担金等の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、介護サービス等諸費等の増額、介護予防サービス等諸費等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第29号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に51万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,549万4,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び広域連合補助金の増額と委託事業収入の減額であります。

歳出につきましては、総務管理費の減額と後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（飯塚美明） 議案第24号から議案第29号までの質疑以降については、後日の本会議において審議いたします。

日程第42 議案第30号 平成26年度片品村一般会計予算について

日程第43 議案第31号 平成26年度片品村国民健康保険特別会計予算について

- 日程第44 議案第32号 平成26年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第45 議案第33号 平成26年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第46 議案第34号 平成26年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第47 議案第35号 平成26年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第48 議案第36号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（飯塚美明） 日程第42、議案第30号 平成26年度片品村一般会計予算についてから、日程第48、議案第36号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの以上7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第30号 平成26年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成26年度当初予算の編成に当たりましては、小さくても輝く村を目指して「村民と行政との協働」を基本に主要事業を定め、予算編成を行った結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億9,000万円となり、平成25年度当初予算に比べ1億7,000万円、4.3パーセントの増額となりました。

主要事業につきましては、自主・自立の村づくりのために、第5次片品村行政改革大綱に基づき、なお一層の行財政改革の推進を図ります。

保健・福祉については、誰もが安心して暮らせるために、子育て支援の重点施策として2歳児以上の保育料の無料化を継続し、保護者の負担を軽減します。

また、乳幼児や高齢者、障害者等のための各種事業、疾病の予防と早期発見・早期治療のための総合検診などの各種事業を実施して健康づくりを推進します。

教育・文化については、豊かな心を育むために、学校給食費保護者負担金の一部無料化を継続いたします。

また、平成28年4月の小学校の完全統合に向けた準備や中学校の改修計画の策定を行うとともに、第70回国体スキー競技の開催準備、片品村誌改訂版の完成などを実施します。

環境・安全については、快適で安全な生活のために、片品村地域防災計画に基づき体制整備を構築するとともに、防災・防犯・消防機材などの整備と充実を図ります。

また、生活道路網の整備として、地区要望事項を推進するとともに、塗川橋、三松橋の架替工事を初め老朽化した橋梁の架替や長寿命化対策を実施します。

産業については、資源を生かした活気ある村づくりのために、産業の振興と若者等の雇用創出の戦略的推進を図ります。

有害鳥獣被害対策として、有害鳥獣防止柵の設置等の継続、農業者団体などの農業機械

や農業施設等の整備を行うとともに、新たに若者の就農を定着させるための青年就農給付金事業を行うなど多様な施策を行い、農業の振興を図ります。

一方、商工観光の推進につきましては、体験旅行等の受け入れ促進や外国人誘客事業を積極的に行い、観光の振興を図るとともに、事業者の経営安定化を図るために小口資金融資について、村独自の利子補給制度を継続して実施します。

重点施策として、第3次総合計画後期基本計画に基づくシンボルプロジェクトの推進、生活道路網の保全整備と老朽化した橋梁の架替や長寿命化対策、第70回国民体育大会スキー競技会の開催を挙げさせていただきます。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながらなかなか着手できなかった各地区からの要望事項にもでき得る限り配慮をさせていただき、これからも常に行財政改革を推進し、健全な財政運営を行い、村民の皆様に対し、可能な限り低負担高福祉に取り組んでまいりたいと考えています。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第31号 平成26年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,882万6,000円にお願いするものでございます。対前年比で1.78パーセントの減であります。

歳入の主なものについては、国民健康保険税1億7,499万2,000円、国庫支出金2億5,664万1,000円、前期高齢者交付金1億556万8,000円、共同募金交付金1億3,217万7,000円、繰入金1億585万7,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費5億2,001万円、後期高齢者支援金等1億2,046万円、介護納付金6,048万5,000円、共同事業拠出金1億2,121万1,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第32号 平成26年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,780万円をお願いするものでございます。前年対比で1,080万円、14パーセントの増額でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が6,817万8,000円、繰入金907万8,000円あります。

歳出の主なものは、総務費が2,177万4,000円、施設費が4,776万6,000円、公債費が2,816万円あります。

主な事業は、配水池等、施設の老朽化に伴う改修と維持修繕、維持管理費等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお

願いいたします。

議案第33号 平成26年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は1億224万円、収益的支出は1億223万5,000円、資本金収入は1,000万円、資本的支出は4,250万円でございます。

なお、一般会計補助金は9,565万円を予定しており、3条予算に8,565万円、4条予算に1,000万円としております。

収益的収入の事業収益については、施設運営が全て指定管理者によるものであるため、昨年と引き続き計上がございません。

営業外収益については、1億223万7,000円で、そのうち一般会計補助金が8,565万円、その他オグナほたか、武尊牧場観光施設及び尾瀬ロッジの使用料等でございます。

収益的支出の事業費については、営業費用が9,738万円で、主な施設管理費と減価償却費でございます。

営業外費用については、485万2,000円で、主なものは長期借入金等の利息及び消費税でございます。

資本的収入につきましては、1,000万円で、一般会計補助金でございます。

資本的支出につきましては、4,250万円で、武尊牧場施設建設改良費、スキー場施設長期借入金の償還金でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第34号 平成26年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億705万4,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、支払基金交付金の1億4,129万6,000円、国庫支出金の1億2,564万8,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の4億8,045万8,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第35号 平成26年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,152万円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、繰入金9,170万9,000円、使用料及び手数料が1,970万4,000円、分担金及び負担金が100万円あります。

歳出につきましては、総務費が1,035万5,000円、施設費が4,809万円、建設費が2,760万8,000円、公債費が3,536万7,000円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお
願い申し上げます。

議案第36号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明
を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,856万1,000円にお願いするものでありま
す。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料3,255万1,000円、一般会計繰入
金2,300万円、受託事業収入224万3,000円であります。

歳出につきましては、総務費428万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5,
371万3,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

議長（飯塚美明） 議案第30号から議案第36号までの質疑以降については、後日の本
会議において審議いたします。

議長（飯塚美明） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

皆様お疲れさまでした。

午前11時52分 散会